

貴法人が個人住民税の控除対象となる寄附金を受領された場合には、本制度が円滑に運営されるよう、下記のとおり事務取扱上ご留意いただき、事務協力をお願いいたします。

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
 大分県共同募金会に対する寄附金
 日本赤十字社大分県支部に対する寄附金
 所得税の控除対象寄附金のうち、市が条例で指定する寄附金(注1)

(注1)市が条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

区 分	対 象
1 指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金)	市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの 市内に従たる事務所又は事業所を有する法人又は団体(申請により個別指定されたものに限る)に対するもの
2 特定公益増進法人に対する寄附金	
3 認定NPO法人(仮認定を含む)に対する寄附金	
4 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(注2)	
5 認定特定公益信託に対して支出した金額	県知事又は県教育委員会の所轄に属するもの

(注2)特定地域雇用等促進法人に対する寄附金は平成25年11月30日までに支出したものに限りです。

市内に従たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

申請書を宇佐市長へ提出し、個別指定を受ける。

市内に従たる事務所又は事業所を有する法人又は団体(申請により個別指定されたもの)に対する寄附金は、指定のあった日の属する年の1月1日以後に支出した寄附金が対象になります。ただし、主たる事務所が年の途中で設立された場合は、設立後の寄附金が控除対象になります。

寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴法人に寄附金を支出した方で、貴法人に対する寄附金への条例指定を行っている県・市町村に、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在住所を有する方は、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

個人住民税の寄附金税額控除額の算定

基本控除額 (寄附金 - 2,000円) × 10%

総所得金額等の30%を限度

条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出

・大分県が指定した寄附金は4%

・宇佐市が指定した寄附金は6%

特例控除額 (寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税の税率)

ふるさと寄附金にのみ適用され、基本控除額に加算されます。

個人住民税所得割額の1割を限度

(市民税:3/5 県民税:2/5)

寄附をしようとする個人の方に対する周知

寄附をしようとする個人の方が、自ら支出した寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴法人が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

寄附金受領後の個人に対する周知

寄附者に対しては、「寄附金を支出された個人の皆さまへ」を交付していただき次の事項について周知してください。

所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、その年の1月1日～12月31日までに行った寄附金について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告をする必要があること。

所得税の確定申告を行う必要がない方のうち、住民税の寄附金税額控除の適用を受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の市町村に対し住民税の申告を行う必要があります。(この場合、所得税の控除は受けられません。)

申告に当たっては、貴法人が交付した寄附金受領証明書等が必要であること。

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に寄附者が転居した場合は、転居先の県・市町村において貴法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、個人住民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。

寄附金を受けた場合の受領証明書(領収書)等の発行

寄附金を受けた場合には、所得税法の控除対象となる寄附金を受けた場合に発行する「寄附金受領証明書等(領収書)」を寄附者に交付してください。また、法人所在地については、寄附者が確定申告する際に必要ですので、必ず記載していただきますようお願いします。

貴法人が私立学校法第3条に規定する学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人又は特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人の場合は、寄附者が確定申告等を行う際に「貴法人が特定公益増進法人である旨の証明書(所轄庁の発行)の写しとして当該法人から交付を受けたもの」を添付する必要がありますので「寄附金受領証明書(領収書)」と併せて寄附者に交付してください。

寄附者名簿の作成と保存

寄附者名簿を暦年ごとに市町村別に作成し、7年間保管してください。

また、作成した名簿は、寄附を受領した年の翌年3月15日までに宇佐市役所税務課へ提出してください。

寄附者名簿の市への提出は、法令において定められているものではありませんが、寄附をされた方の個人住民税からの寄附金控除を円滑に行うために必要ですので、ご協力をお願いします。